



ひとり親 よくある相談 FAQ



ひとり親の方や、離婚を検討されている方からのよくある相談をまとめました。番号はひとり親支援マップの番号です。ご活用ください。不安や困りごともあると思いますので、お気軽にご相談ください。

【生活等全般について】

Q：離婚に向けて準備をしたいと思っておりますが、何をすればいいのかわからないので、相談をしたいのですが。

A：ネウボラ課の母子・父子自立支援員にご相談ください。安心して自立した生活が送れるようにひとり親家庭への支援制度の内容等についてご説明します。

(ネウボラ課 母子・父子自立支援員 ①)

Q：離婚を考えていますが、夫と話し合いができず困っています。法律的な相談をしたいのですが、どんな相談先がありますか。

A：★法律相談 離婚時の相談や日常生活の法的トラブルについて弁護士が相談にのります ⑧

★法テラス どなたでも必要な法的支援を受けられるよう設立された公的機関です ⑫

Q：ひとり親家庭になります。どこへ行ってどんな手続きをしたらいいのか教えてほしいのですが。

A：母子・父子自立支援員が、手続き等について状況に合わせて説明いたします。

(ネウボラ課 母子・父子自立支援員 ①)

Q：ひとり親家庭に対してどのような支援制度があるのか知りたいです。

A：主な支援として、「児童扶養手当」と「ひとり親医療助成制度」があります。

(ネウボラ課 ①)

Q：ひとり親家庭になります。国民保険に加入する手続きはどこですればいいのですか？

A：市役所一階の健康保険医療課で手続きをします。必要書類等がありますので事前にお問い合わせください(保険年金課 ⑤)

【こどもについて】

Q：ひとり親になるにあたって保育園や学童クラブを考えています。どこに相談できますか？

A：保育園は保育サポート課へ、学童クラブは保育施設課へご相談ください

(保育サポート課 ② 保育施設課 ③)

Q：経済的な理由で学用品の用意や給食費等が支払いが厳しいです。なにか利用できる制度がありますか？

A：就学援助制度があります。学用品の一部や給食費、給食費などを援助します。

(学校教育課 ⑦)

Q：子どもが高校に進学します。学費の支援はありますか？

A：国と県が実施している就学支援制度があります。また、高校入学時に学費が工面できない場合、中学3年時に申請する貸付制度もあります。在学を通して申請します。

(埼玉県教育総務部 ⑭)

Q：子どもが大学に進学を希望しています。学費を貸してもらえるところはありますか？

A：★母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

所得制限がありますが必要な学費をお貸しする埼玉県の制度です。

(相談・申請は母子・父子自立支援員まで ①)

★日本学生支援機構奨学金制度；国が実施する貸与型の奨学金です。

(問い合わせは各在学学校まで)

【就労について】

Q：離婚後の仕事をどうやって探したらいいですか？

A：★ふるさとハローワークで専門的就労相談員が履歴書の書き方から一人ひとりに合った仕事をさがしてくれます。(ふるさとハローワーク ⑨)

★すてっぷ

就労相談や家計相談ができます。(和光市暮らし・仕事相談センターすてっぷ ⑪)

Q：資格を取得して収入をアップしたいのですが何か支援はありますか？

A：自立支援教育訓練給付金事業（就業につながる資格取得への給付金）と高等職業訓練促進給付金事業（国家資格を取得するための給付金）があります。

(ネウボラ課 母子・父子自立支援員 ①)

【経済的なこと】

Q：離婚後の生活のやりくりが不安です。家計相談ができるところはありますか？

A：家計相談窓口として「すたんどあっぷ」があります。ファイナンシャルプランナーが一人ひとりの家計の相談をお受けします。すたんど・あっぷ ⑩

Q：病気などで働けなくなった場合どこに相談したらいいのですか？

A：生活に困っている方に対し、一人ひとりの状況に応じ、自立に向けての支援を行います。

(生活支援課 ⑥)

Q：経済的な理由で国民年金の支払いが厳しいときはどうしたらいいのですか？

A：経済的な事情で保険料の納入が困難な場合は保険料の全額または一部が免除される制度があります。(保険年金課 ⑤)

そのほかにも相談窓口はあります。詳しく知りたい方はネウボラ課母子・父子自立支援相談員にご連絡いただくか、ネウボラ課で配布している「和光市 ひとり親家庭のしおり」をご覧ください